

令和 8 年度 瀬尻地区森林環境保全整備事業(保育間伐活用型外)

作 業 仕 様 書

請負事業の仕様書は、次のとおりとする。

製品生産事業請負標準仕様書(令和 6 年 3 月 1 日以降)、関東森林管理局製品生産仕様書(令和 5 年 3 月 1 日以降)、検知業務仕様書(令和 2 年 4 月 1 日以降)、関東森林管理局造林事業仕様書(令和 5 年 12 月 1 日以降)を適用する。

特 記 仕 様 書

本請負事業に適用する特記事項は次に示すとおりとする。

特 記 事 項

1. 森林作業道作設について

- (1) 森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 林整整第 1400 号林野庁長官通知)に基づき行うこととし、別紙「森林作業道特記仕様書」のとおりとする。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2) で承認された森林作業道の路線計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路線計画と異なる施工等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2. 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

- (1) 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

(2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(A) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）

(B) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(C) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

(3) 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

(4) 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

(5) 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

3. 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

(1) 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。

(2) 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。

(3) 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

(4) 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。

①衛星携帯電話事業者名

②衛星携帯電話サービス名

③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）

④利用料金

⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）

⑥本事業以外の事業への供用の有無

他事業名（署名・物件名）

(5) 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。

(6) 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。

(7) 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。

(8) 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

4. 国有林野の貸付地或いは私有地を使用する場合について

(1) 事業箇所周辺等には国有林野を第三者に貸し付けている国有地や私有地が所在している場合もあり、事業実行上、それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者責任において当該土地地権者等の承諾等を得ること。

(2) 事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないよう努めること。

5. 事業用車両の通行について

(1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあたっては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損傷や汚損するような行為があった場合は、原因者負担により対処すること。

(2) 車両の安全通行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。

6. 山火事発生時における消火活動への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

7. 法令関係について

当事業地は水源かん養保安林に指定されており、指定された立木以外の立木を伐採する場合や作業道の作設等により土地の形質を変更する場合（架線を含む）は県知事との協議が必要であるため、作業前に協議手続きを行い、県知事の同意を得た後に着手すること。

8. CSF（豚熱）への対応について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めること。

9. 作業方法について

当該事業地の作業方法（搬出方法・施設の使用等）について、監督職員の立会・承認を得てから実施すること。また、列状間伐実施箇所においては、あらかじめ列の方向等について監督職員の確認を受けることとする。

10. 林地残材の処理方法について

- (1) 搬出をしない伐倒木は、必要に応じて表土流出の観点から等高線に沿って接地させ、転落・流出しないように伐根や止め木等により固定させること。
- (2) 末木枝条については、上記存置木の上流側に集積するものとし、沢敷きや降雨時に出水のおそれがある窪地等への集積は行わないこと。
- (3) 歩道及び伐採区域界沿いは、伐採完了後に歩道の支障とならないように適切に処理すること。

11. 委託販売材及びシステム販売材について

- (1) 委託販売材は国有林野の土場を活用し、販売を実施する。システム販売材についても山元において販売することとする。なお委託販売材の極積については別途協議する。
- (2) 造材・極積については造材寸法表及び極積基準書に基づき行うものとする。また、採材を変更する場合には監督職員の指示により行うこと。
- (3) 当事業の山元完了極は委託販売材及びシステム販売材として販売することから、巻立・検知完了後は速やかに検知野帳を提出すること。

12. 実行写真の提出について

実行写真の提出にあたっては、紙媒体に加え電子媒体を提出すること。納品にあたっては、製品生産事業請負実行管理基準に沿って行うこと。

13. 事業進捗状況管理について

毎月、様式1「工程管理表（月別）」を作成し、翌月10日までに提出すること。また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。
なお、様式の記入については、別紙事業進捗状況管理（様式の記入要領）によるものとする。

1 4. FSC 森林認証基準等に基づく森林作業の実施について

当該地は FSC (FM) 森林認証を取得している森林であることから、作業にあたっては、天竜林材振興協議会森林認証部会 FM 認証グループが定める「森林作業共通仕様書」を遵守すること。(別添のとおり)

1 5. その他

本物件の施行地の一部では民有地との境界に接することから、伐倒・搬出の際には、十分境界を確認の上、民有地の立木を損傷することのないよう行うこと。また、境界標（コンクリート標等）を損傷しないよう留意すること。境界標、境界線上の枝条等は国有林内に片付け、土砂、枝条等を民有地に入れないこと。境界が不明な場合は、監督職員に立会を依頼すること。

事業進捗状況管理(様式の記入要領)

1 様式2「作業日報」について

- ア 本様式は、主伐、間伐別に毎日作成する。間伐のうち、素材生産を伴わない保育間伐存置型は含めない。
- イ 使用機械欄の使用機械名は実態にあわせて記入する。
- ウ 作業時間は実働時間を記入する。休憩時間は含めない。
- エ 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕)を記入する。
- オ 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。
- カ 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。タワーヤーダで直接山元土場まで出す場合はここに記入する。
- キ 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量(消費量ではない)を記入する。
- ク 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含める。
- ケ 作業道作設の備考欄には、開設・修繕延長(m)、土場面積(m²)を記入する。

2 様式4「月集計表」について

必要に応じ、様式2の集計に使用する。

3 様式1「工程管理表(月分、最終)」について

- ア 様式2を集計し、毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了時は完了検査を受けるまでに最終版を作成し提出する。
- イ 当月生産量は、月毎の検査済数量(=部分払い数量)を記入する。
- ウ 人工数は、休憩を除いた1日の実働時間を基礎に算出する(小数第一位まで記入)。
- エ 生産性欄は、生産量累計(作業道累計)を作業人工数で除して求める(小数第一位まで記入)。

工程管理表(月分、最終)

分任支出負担行為担当官

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 支署長 森林管理事務所長 殿

事業体名		主間伐別	
契約事業名		生産量(m ³)	当月
事業期間		作業道(m)	当月
			累計(A)
			累計

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (m ³ /人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(=部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

作業日報

班名：

年 月 日		天 候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械	作業時間	計							機械 運転 時間 (H)	燃料 給油 量 (ℓ)	油脂 給油 量 (ℓ)	備 考
作業道作設	バックホウ											m ²
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査・選木											
	打合せ											
	その他											
計(時間)												

- 注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。
- 注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。
- 注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。
- 注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。
- 注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。
- 注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。
- 注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。
- 注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。
- 注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

月集計表(〇月)

班名:

契約事業名			
事業期間			
主間伐別		生産量(m ³)	

作業工程・使用機械	週別、日付	1週	2週	3週	4週	5週	計 (時間)	機 械 運 転 時 間 (H)	燃 料 給 油 量 (ℓ)	油 脂 給 油 量 (ℓ)	備 考
	実働日数	~	~	~	~	~					
		日	日	日	日	日					
作業道作設	バックホウ										m ²
伐倒	チェーンソー										
	ハーベスタ										
集材①(木寄)	グラップル										
	スイングヤーダ										
	荷掛(人力)										
造材	プロセッサ										
	チェーンソー										
集材②(運材)	フォワーダ										
	グラップル(巻立)										
片付・整理	集材架線設置・撤収										
	踏査										
	打合せ										
	その他										
計(時間)											

注 本様式は、様式3の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。

別添

FSC 森林認証基準等に基づく森林作業の実施

- 1 作業現場における責任者（作業班長等）は、以下の事項について遵守するものとする。
 - (1) 各作業現場での作業着手前には、労働安全衛生法第 28 条の 2 により、受注者の任意様式を用いて各現場の機械や作業に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - (2) 各作業現場での作業を実施するにあたり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行う。
 - (3) 各作業現場での作業後において同リストを用い、環境影響の確認を行う。（リストの作成は各事業につき 1 枚。）
 - (4) 作成した「森林作業チェックリスト」（写）を事業完了後、発注者に提出する。

- 2 作業を行う者は、以下の事項について遵守するものとする。
 - (1) 各日の作業を実施するにあたり、受注者の任意様式を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行う。
 - (2) 地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、間伐、伐採搬出作業及び林道網整備に関する作業手順及び環境配慮について、天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM 認証グループマニュアル（森林作業共通仕様書）の 4～11 により、適切な作業を行う。
 - (3) 車輛、機械類の管理、水質保全、土砂災害防止、廃棄物の処理、山火事防止については、天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM 認証グループマニュアル（森林作業共通仕様書）の 12 により適切な措置を行う。

*天竜林材業振興協議会

浜松市内の 6 森林組合をはじめ、浜松市、静岡県、天竜林業研究会等、林業・木材産業に関わる団体及び個人で組織する団体。

*天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM 認証グループマニュアル

FSC から森林認証を受けたそれぞれが所有及び管理する森林について、地域や地球環境のために、常に認証基準どおりの森林経営と管理を通じて「持続可能な森林経営・管理」を実現するためにまとめられたマニュアル。

FM 認証グループ規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領からなる。これらの内容については、以下のホームページアドレスに公開されている。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/portal/ringyou/fsc/hamamatsufsc.html>

天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM認証グループ
森林管理計画書（抜粋）

2 森林管理方針

2-1 基本理念

私たちの暮らしは、豊かな自然の恵みと活発な都市活動を基礎に成り立っています。将来にわたって、都市の成長と環境の保全が両立した環境と共生する持続可能な都市づくりが求められています。そのためには、本市の環境を構成する大きな要素である森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす必要があります。

そこで、浜松市森林・林業ビジョン（平成19年3月作成）に基づき「価値ある森林の共創」を理念（基本的な考え方・不変なもの）とし、森林や林業に関わる人、山村に暮らす人、さらには本市に住むすべての市民が協働し、森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、世界に発信し、次の世代に継承します。

2-2 基本方針

基本理念である「価値ある森林を共創」することによる「森林」と「市域」の姿、「市民」の暮らしについて、次の目標を設定するとともに、以下の基本方針に基づき森林管理を実施します。

(1) 視点 **森林**

本市は、広大な森林を有しています。今後、本市の森林では、持続可能な方法で森林を経営・管理します。

「育てる林業」から「売る林業」への進化」

- ・低コスト林業の推進
- ・担い手の育成
- ・木材産業の再構築

(2) 視点 **市域**

本市は、川上と川下が一つの市域です。今後、本市の全域では、森林でつながる循環型社会を形成します。

「森林を活かす新たな取組みの展開」

- ・森林産業の創出
- ・多様な主体の参加

(3) 視点 **市民**

本市の森林・林業は、80万人の市民から応援を得ることができます。今後、森林とふれあう市民の快適な生活を実現します。

「市民一人ひとりの森林経営・管理への参加」

- ・市民の意識向上
- ・地産地消の推進

別紙（特記仕様書（FSC 森林認証基準等に基づく森林作業の実施））

森林作業チェックリスト

作業名：	作業管理者：
作業種：	記入者：
実施箇所（林小班）：	

作業前 年 月 日記入 *該当しない場合は斜線「/」を記入する。

✓	確認項目	対応策など
	作業予定林分における作業内容が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が把握されているか。	
	林分の境界は明確か。	
	使用する機械器具は正常な状態か。	
	必要な安全装備がされているか。	
	危険のポイントを把握されているか。	
	危険のポイントへの対応策は考えられているか。	
	作業予定林分に希少野生動植物は生息していないか。	
	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込む恐れはないか。	
	機械のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられているか。取替え部品、目立て器具等は確保されているか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めることなく搬出する手段が考えられているか。	
	木材の搬出によって路面、路肩等を傷めた場合、修復する手段は考えられているか。	

作業後 年 月 日記入

✓	確認項目	処理内容など
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が実施されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が実施されているか。	
	作業予定林分の希少野生動植物への影響はないか。	
	掃除伐を行った場合、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら可能な限り下層植生の確保に努めたか。	
	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んではいないか。	
	機械のオイル漏れはないか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はないか。	
	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ないか。	
	廃棄物が放置されていないか。	
	安全衛生に配慮した作業が実施されたか（聞取／作業に応じた安全装備、救急箱はすぐに利用できる状態だったか）	

森林の状態

✓	確認項目	具体的な場所・内容など
	違法行為の形跡はないか。	
	病虫害、獣害の発生はないか。	
	外来種の侵入、拡大はないか。	
	山崩れ等の自然崩壊はないか。	